

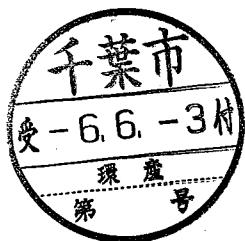
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月3日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市中央区千葉寺町1210-5

氏 名 株式会社 フレスコ

代表取締役 岡部 祐太

電話番号 043-209-2045

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 フレスコ
事業場の所在地	千葉市中央区千葉寺町1210-5
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業/中分類：総合工事業/業種名：木造建築工事業
②事業の規模	前年度の建築売上高 50億円
③従業員数	167人 (正社員151人、常勤関係職員16人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別表1の通り

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表2の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別表3の通り	
		排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)				
① 現状	① OSプレカット推進の対象物件を拡大することによって木材投入量を削減し、現場排出量を抑制した。			
	② 構造材、羽柄材、外壁材プレカット推進の対象物件を拡大することによって投入量を削減し、現場排出量を抑制した。			
② 計画	③ 現場投入量の削減策を検討、試行した。			
	④ 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進した。			
【目標】				
	産業廃棄物の種類	別表3の通り		
	排 出 量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
	① OSプレカット推進の対象物件を拡大することによって、木材投入量を削減し、現場排出量を抑制する。			
	② 構造材、羽柄材、外壁材プレカット推進の対象物件を拡大することによって、投入量を削減し、現場は排出量を抑制する。			
	③ 現場投入量の削減策を検討し、試行する。			
	④ 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによって、排出量の削減を推進する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	① 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分類し排出するよう関係者への指導、徹底を行った。<袋詰め排出> 1. 廃石膏ボード 2. 廃プラスチック類 3. 木くず 4. 紙くず 5. 金属くず 6. その他 (ガラス陶磁器くず、コンクリートがら) <束ねて排出> 7. 長尺材 (ランバー等) 8. 段ボール	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	① 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。<袋詰め排出> 1. 廃石膏ボード 2. 廃プラスチック類 3. 木くず 4. 紙くず 5. 金属くず 6. その他 (ガラス陶磁器くず、コンクリートがら) <束ねて排出> 7. 長尺材 (ランバー等) 8. 段ボール	
	② 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体の推進を指導した。また特定品目 (木くず、コンクリート) の再資源化施設へ処理委託を推進した。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	① 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。<袋詰め排出> 1. 廃石膏ボード 2. 廃プラスチック類 3. 木くず 4. 紙くず 5. 金属くず 6. その他 (ガラス陶磁器くず、コンクリートがら) <束ねて排出> 7. 長尺材 (ランバー等) 8. 段ボール	
	② 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また特定品目 (木くず、コンクリート) の再資源化施設の処理委託を行う。	

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

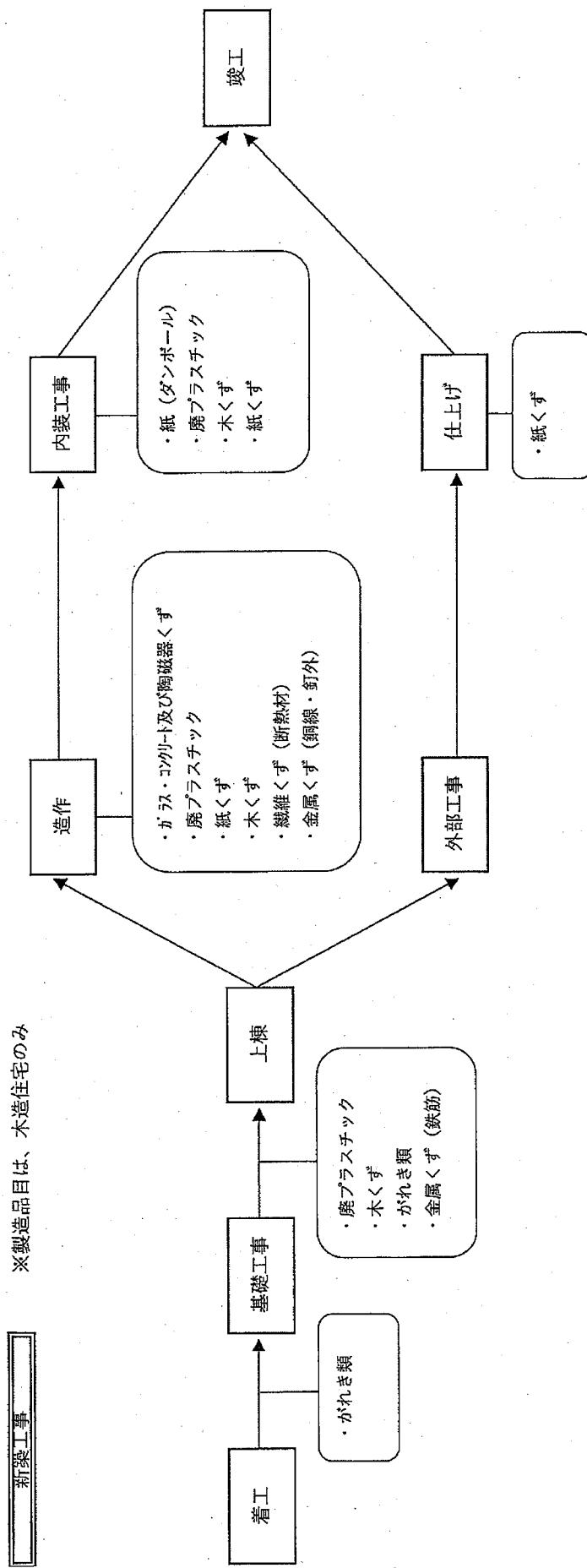
		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別表4の通り	
	全処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
① 産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 ② 廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握する為廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 ③ 廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。 ④ 新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。 ⑤ 委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。			

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	別表4の通り
②計画	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
① 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 ② 処理の工程の確認は、廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。 ③ 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進する。 ④ 委託契約先処理施設の現地確認を行う。 中間処理現場及びリサイクル施設一年1回 処理処分場—3年に1回			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別表1】



解体工事

※既存家屋解体工事

【別表2】 千葉県

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理責任者	㈱フレスコ 施工管理部 工事課 課長
廃棄物処理統括責任者	㈱フレスコ 施工管理部 部長
廃棄物処理責任者	廃棄物管理責任者が任命した者
廃棄物処理担当者	㈱フレスコ 施工管理部 工事課 担当者

廃棄物管理責任者	
職位	㈱フレスコ 施工管理部 工事課 課長
権限	産業廃棄物に関する業務の責任者として、㈱フレスコ建設部施工課の業務遂行を指揮・管理する
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理に関する検討 廃棄物発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する</li> <li>○委託契約の締結</li> <li>○社員、関連会社に対する教育、啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局 建設部 施工課</li> </ul> </li> </ul>

廃棄物処理統括責任者	
職位	㈱フレスコ 施工管理部 工事課 部長
権限	廃棄物処理に関する㈱フレスコ 施工管理部の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理方針の策定</li> <li>○建設部の廃棄物管理規定の策定・改廃</li> <li>○廃棄物処理に関する各種運用事項の決定、承認</li> </ul>

廃棄物処理責任者	
職位	廃棄物管理責任者が任命した者
権限	廃棄物処理に関する業務を遂行する
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理計画の作成</li> <li>○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○産業廃棄物処理施設の運転・維持状況の把握</li> <li>○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○監督官庁への各種報告</li> </ul>

廃棄物処理担当者	
職位	㈱フレスコ 施工管理部 工事課 担当者
権限	廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物に関する業務を遂行する
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>○その他関連する事項</li> </ul>

【別表3】

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	排出量	
	①現状	①計画
前年度(令和5年度)実績	今年度(令和6年度)目標	
廃プラスチック類	281.3	275.67
発泡スチロール	0	0.00
紙くず	142.7	139.85
木くず	256.4	251.27
繊維くず	1	0.98
金属くず	6.5	6.37
カラスくず・ゴミリトくず及び陶磁器くず	115.3	112.99
石膏ボード	146.4	0.00
がれき類	0.7	0.69
混合廃棄物(管理型含む)	79	77.42
総計(t)	1029.3	865.24

【別表4】

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	①現状			②計画		
	前年度(令和5年度)実績	認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量
廃プラスチック類	281.3	281.3	—	—	275.67	275.67
発泡スチロール	0	0	—	—	0.00	0.00
紙くず	142.7	142.7	—	—	139.85	139.85
木くず	256.4	256.4	—	—	251.27	251.27
繊維くず	1	1	—	—	0.98	0.98
金属くず	6.5	6.5	—	—	6.37	6.37
力ラスクす、コンクリート くず 及び陶磁器くず	115.3	115.3	—	—	112.99	112.99
石膏ボード	146.4	146.4	—	—	143.5	143.5
がれき類	0.7	0.7	—	—	0.69	0.686
混合廃棄物(管理型)	79	79	—	—	77.42	77.42
総計(t)	1029.3	1029.3	—	—	1008.74	1008.74